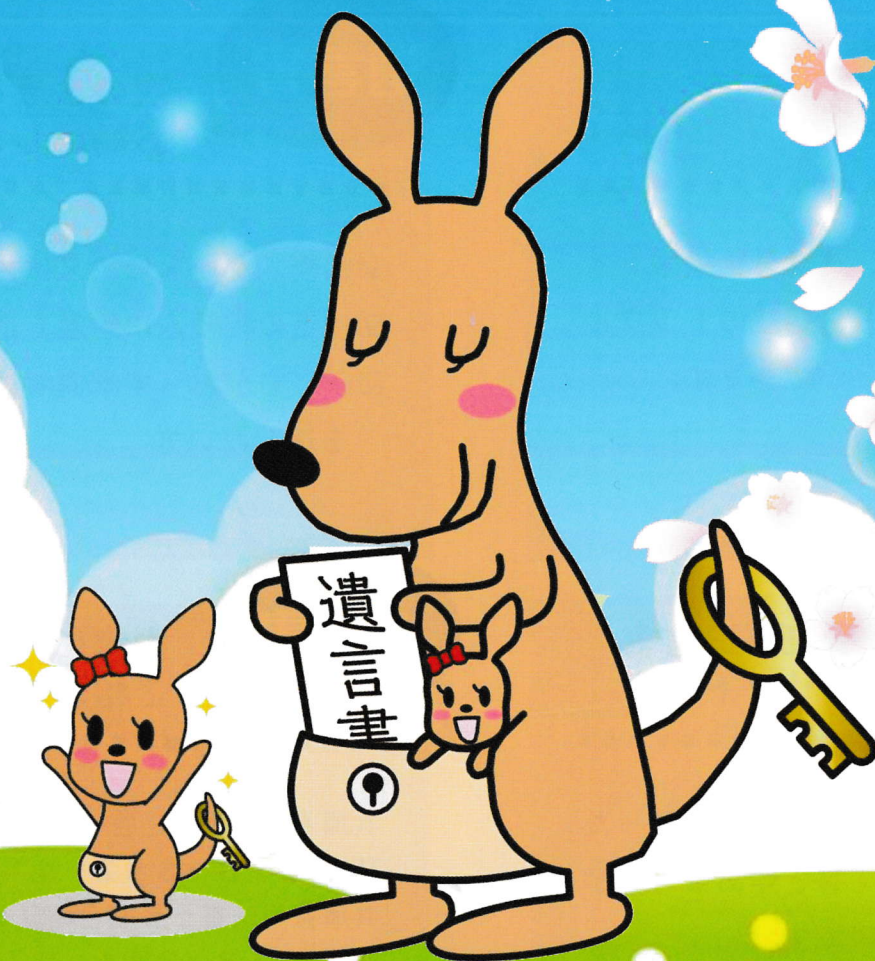


# あなたの遺言書

## 法務局が預かります



自筆証書遺言書保管制度は、

**1通3,900円!!**

申請手数料  
3,900円のみ  
で、保管料は  
かかりません。

**管理上のトラブルなし!!**

遺言書の紛失・  
亡失・改ざん等  
を防ぐことがで  
きます。

**検認不要!!**

家庭裁判所に  
おける検認が  
不要です。



遺言書で  
あなたの想いを  
伝えましょう。



## 遺言書

残すメリットは？

相続の手続きで、遺産分割協議をする必要がなくなり、相続のトラブルを未然に防ぐことができます。

## 遺言書

次のような方にお勧めします!!

- 相続人がいない、又は大勢いる方
- 特定の相続人に財産を遺したい方
- 子どもがおらず配偶者に遺産全部を遺したい方 etc.

## 遺言書

自筆証書遺言書の  
メリットは？

紙とペンがあれば、書こうと思ったその日、その場で書き始めることができ、とても手軽です。  
費用もほとんどかかりません。

## 遺言書

内容についてのご相談先は？

兵庫県弁護士会遺言・相続センター  
TEL 078-382-4115  
兵庫県司法書士会総合相談センター  
TEL 078-341-2755 etc.

\*法務局では、遺言の内容についての相談に応じることができません。

詳しくは法務省HP又は最寄りの法務局まで

法務省HP

法務省 遺言書 🔍検索



予約サービス専用HP



神戸地方法務局供託課 078-392-1821

西宮支局 0798-26-0061

伊丹支局 072-779-3451

尼崎支局 06-6482-7401

明石支局 078-912-5511

柏原支局 0795-72-0176

姫路支局 079-225-1915

加古川支局 079-424-3555

社支局 0795-42-0201

龍野支局 0791-63-3221

豊岡支局 0796-23-0417

洲本支局 0799-22-0497